

第44表 通常第一審事件のうち被害者参加の申出のあった事件の終局人員一
罪名別被害者等の人員別一全（地方・簡易）裁判所

罪 名	被害者参加の申出のあった員	参加を害申し出た等	う参加を害許可された等	う弁がち護あ士つ委託託被害者の害届者出等	う国がち選さ弁れた被害者への委託託等	う証被ち人尋害問を者した等	う被被ち告人質問を者した等	う刑意ち訴見法陳三述一六した条たの被害八者の等	う刑意ち訴見法陳述をした被害者の等	う付被ちの措置が採られた等	う遮被ちへの措置が採られた等
総 数	949	1 390	1 378	1 116	614	205	569	688	981	135	337
刑 法 犯 総 数	552	767	755	678	502	132	310	430	556	124	317
強 制 わ い せ つ	122	153	152	139	122	23	67	86	123	30	91
強 制 わ い せ つ 致 死 傷	28	32	32	31	30	4	13	21	27	9	23
監 護 者 わ い せ つ	4	5	5	4	3	1	1	1	3	1	1
監 護 者 わ い せ つ 致 死 傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強 姦 致 死 傷	12	15	15	15	12	2	6	12	13	4	10
強 姦 致 死 傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強 制 性 交 等	93	118	118	112	93	28	43	70	90	22	57
強 制 性 交 等 致 死 傷	17	22	22	21	21	6	13	16	14	4	10
監 護 者 性 交 等	13	16	16	16	15	4	8	11	14	5	15
監 護 者 性 交 等 致 死 傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集 団 強 姦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集 団 強 姦 致 死 傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
殺 人	59	133	132	117	74	17	50	73	84	16	39
傷 害	115	136	126	105	65	25	52	58	90	11	33
傷 害 致 死	12	16	16	13	7	3	8	13	10	2	5
危 険 運 転 致 傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
危 険 運 転 致 死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業 務 上 過 失 傷 害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業 務 上 過 失 致 死	14	28	28	26	-	9	21	19	20	-	-
重 過 失 傷 害	1	1	1	1	-	-	-	-	1	-	1
重 過 失 致 死	2	2	2	1	1	-	1	1	2	-	-
自 動 車 運 転 過 失 傷 害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自 動 車 運 転 過 失 致 死	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-
逮 捕 監 禁	8	10	10	8	5	2	5	5	7	-	-
逮 捕 監 禁 致 死 傷	1	1	1	1	1	-	-	1	1	-	1
未 成 年 者 略 取 誘 拐	3	4	4	4	4	-	3	4	3	1	1
営 利 拐 取 等	4	4	4	3	3	1	2	3	3	2	2
身 の 代 金 拐 取	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
拐 取 者 身 の 代 金 取 得 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強 盗 致 傷	23	26	26	19	14	5	7	8	20	1	8
強 盗 致 死（強盗殺人）	4	8	8	8	5	-	1	3	4	-	1
強 盗 強 姦	2	2	2	2	2	-	1	2	1	-	-
強 盗 強 姦 致 死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強 盗 ・ 強 制 性 交 等	3	8	8	7	6	1	3	7	8	3	3
強盗・強制性交等致死（強盗・強制性交等殺人）	1	15	15	15	13	-	-	11	9	12	12
決 闘 罪 ニ 関 ス ル 件 違 反	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
暴 力 行 為 等 処 罰 ニ 関 ス ル 法 律 違 反	1	1	1	1	1	-	-	-	1	-	1
そ の 他 の 刑 法 犯	9	10	10	8	5	1	5	5	8	1	3
特 別 法 犯 総 数	397	623	623	438	112	73	259	258	425	11	20
組 織 的 な 犯 罪 の 処 罰 及 び 犯 罪 収 益 の 規 制 等 に 関 す る 法 律 違 反	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道 路 交 通 法 違 反	26	35	35	22	8	5	18	13	24	1	2
自 動 車 運 転 死 傷 処 罰 法 違 反 1)	368	585	585	416	104	68	241	243	399	10	17
そ の 他 の 特 別 法 犯	3	3	3	-	-	-	-	2	2	-	1

1) は、第26表の3)を参照

注) 1 被害者等の数値は、延べ人員である。

2 被害者参加制度の対象罪名とは異なる罪名で計上される場合がある。